

基本見積条件、技術指導・点検業務要項

リース見積基本条件

1. リース期間

- 1) リース期間は、工場出荷日より工場返納完了日までとします。
- 2) 最短_____ヶ月保証とします。
- 3) リース期間の短縮または延長の場合、予めリース期間が満了する_____ヶ月前にご通知願います。

2. リース料

- 1) リース料に、出荷時の点検、整備および返納時の検収・整備の費用を含んでいます。
但し、返納時の破損、欠品、ケレン費は貴社にてご負担願います。
- 2) 動産総合保険
 リース料に含んでいます。
 リース料に含んでいません。
- 3) リース期間の短縮の場合、別途ご協議のうえリース料をご改定願います。

3. 見積範囲外項目

- 1) 基礎工事、基礎用アンカーボルト、押え金物、ステー金物およびトラワイヤー（付属品共）
- 2) 組立、解体、クライミング等の工事（玉掛けワイヤーロープ、工具を含みます）および揚重機
- 3) 落成検査用ウエイト、カウンターバラスト
- 4) 申請手続の一切
- 5) ワイヤーロープ（巻上、起伏、水平引込、横行）
- 6) 電源キャブタイヤケーブル
- 7) 油脂、ライニング等の消耗品および異常磨耗部品
- 8) 運搬費（工場における積載卸下費を含みます）
- 9) 年次、月例および臨時点検費
- 10) 技術指導員派遣費
- 11) 運行保守管理業務費
- 12) 技術資料・図画作成費
- 13) 貴社ご指定の塗装費、改造費およびこれらの復元費
- 14) オプション機器、装置（風速計、避雷針、航空障害灯、通信装置、テレビカメラ、作業範囲規制装置、クレーン衝突防止システム等）
- 15) 労災保険（貴社の現場労災保険をご適用願います）

4. 動産総合保険

- 1) 取り扱いが不適正な場合、故意・重大な過失ならびに天災地変による事故の場合、保険は適用できません。
- 2) 保険金の免責は、50万円です。

技術指導員派遣要項

弊社が派遣いたします技術指導員の業務範囲は、下記の通りです。

- 1) 指導員は、貴社の作業責任者ならびに作業指揮者と作業の順序、要領ならびに安全対策等を打合せします。
作業の安全確保のため必要な事項は、貴社にてお手配ください。
- 2) 指導員は技術的な指導、安全作業の要領等の指導を行なうもので、安全に関する責任は負いません。
- 3) 指導員は自ら作業を行なうものでなく、またとび工、電工等の作業者に対して直接指導ならびに指揮をいたしません。
作業者に対しては、貴社にて作業指揮者を指名し、その作業指揮者が指導ならびに指揮を行なうようお願いいたします。
- 4) 指導員は工事完了後当社所定のリストにより点検を行ない、貴社作業責任者の検査を受けます。

運行保守管理業務要項

- 1) 就業時間は、原則として午前8時から午後5時までとします。
休憩時間は、昼食時1時間、午前・午後各15分以上とします。
（深夜業務の場合は、1時間とします）
日曜日、国民の祝・祭日および法令に定められた休日は、休業とします。
- 2) 運行業務の範囲は、次の通りです。
①クレーンの安全かつ確実な運行
②クレーンの日々点検、給油、清掃等の軽易な作業
③クレーンの運行に関する貴社ならびに当社に対する連絡および報告
④貴社の作業所における安全管理、工程打合せへの参加
- 3) 運行業務は、貴社の統括管理および指示のもとに行います。
- 4) 運行業務は、法令に従い行います。やむを得ない事由により法令に従うことが著しく困難な場合は、法令に定める所定の手続きならびに貴社にて作業指揮者を指名して、その作業指揮者による直接の指揮をお願いします。
- 5) 運行業務を行うについて必要な機材・設備は、貴社にてお手配ください。
尚、当社が手配した場合は、その費用をご負担ください。
- 6) クレーン運転士の更衣・休憩場所を、貴社にてご提供ください。
- 7) 貴社の現場労災保険をご適用願います。